

第八十四回国会 逓信委員会 議 録 第十 三 号

昭和五十三年四月十三日(木曜日)

午前十時三分開議

出席委員

委員長 松本 七郎君

理事 小淵 恵三君

理事 左藤 恵君

理事 鈴木 強君

理事 田中 昭二君

理事 伊藤宗一郎君

理事 原田昇左右君

理事 野口 幸一君

理事 島居 一雄君

理事 東中 光雄君

加藤常太郎君

志賀 節君

米田 東吾君

小宮 武喜君

龜岡 高夫君

島本 虎三君

古川 喜一君

青山 丘君

依田 実君

出席政府委員

郵政大臣 服部 安司君

郵政事務次官 宮崎 茂一君

郵政大臣官房長 河野 弘君

郵政省郵務局長 神山 文男君

郵政省貯金局長 高仲 優君

郵政省簡易保険局長 佐藤 昭一君

郵政省人事局長 守住 有信君

郵政省経理局長 浅尾 宏君

委員外の出席者

郵政大臣官房首席監察官 日裏 泰弘君

通信委員会調査室長 芦田 茂男君

委員の異動

四月十三日

辞任

藤原ひろ子君

同日

辞任

東中 光雄君

補欠選任

東中 光雄君

補欠選任

藤原ひろ子君

第一類第十一号

逓信委員会議録第十三号

昭和五十三年四月十三日

本日の会議に付した案件

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第六一号)

通信行政に関する件

○松本委員長 これより会議を開きます。

郵便貯金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。郵政大臣服部安司君。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○服部國務大臣 郵便貯金法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、預金者の利益の増進を図るため、新たに進学積立郵便貯金を設けるとともに、預金者貸し付けの貸付限度額を引き上げようとするものであります。

まず、進学積立郵便貯金の新設について申し上げます。

最近における高等学校、大学等への入学に際し必要な経費は年々ふえており、進学者を有する家庭に大きな負担を及ぼしております。このような状況にかんがみまして、進学積立郵便貯金を新設し、この貯金の預金者に対して、高等学校、大学等への進学時に必要な資金の一部を国民金融公庫または沖繩振興開発金融公庫から郵便局を通じて貸し付け、もってその経済生活の安定と福祉の増進に寄与しようとするものであります。

新たに設けようとしておりますこの進学積立郵便貯金は、高等学校、大学等に進学者またはその親族が、国民金融公庫等から進学資金の貸し付けを受け、かつ、必要な資金を貯蓄する目的で、あらかじめ一定の据え置き期間を定め、その期間内毎月一定額を預入することを内容とする貯金であります。

この貯金の預金者で、国民金融公庫等から進学資金の小口貸し付けを受けようとする者に対しては、郵政大臣は、その貸し付けを受けることについてあつせんを行うこととするものであります。

次に、預金者貸し付けの貸付限度額の引き上げについて申し上げます。

現在、預金者貸し付けの限度額は一人三十万円でありまして、最近における経済情勢にかんがみまして、これを五十万円に引き上げて、預金者の利益の増進に寄与しようとするものであります。

なお、この法律の施行期日は、進学積立郵便貯金に關しましては、この法律の公布の日から三ヶ月を超えない範囲内で政令で定める日から、進学積立郵便貯金の預金者に対する郵政大臣の国民金融公庫等へのあつせんに關しましては、国民金融公庫法及び沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律の施行の日から、預金者貸し付けの貸付限度額の引き上げに關しましては、この法律の公布の日からといたしております。

以上がこの法律案の提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○松本委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○松本委員長 次に、通信行政に関する件について調査を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。米田東吾君。

○米田委員 私は、相模大野郵便局におきまして犯罪事件に基づいて議論をしてみたい。特定局の関係につきましては、改め御質問を申し上げて、今後この種の事件が絶滅するように私も努力していきたいと思つてゐるところでございますので、当局の方からは誠意のある回答をいただくようお願いを申し上げておきたいと思つてゐます。

まず、今度の相模大野におきましての事件については、私はかつて二月の集中審議の際にも申し上げたわけでありまして、大臣並びに当局の認識がどうでありましようとも、特定局の現在置かれておるいろいろな制度に原因があるし、これを直さなければこの事件の眞の解決にはならないという考え方をいまでも私は持つてゐるわけでありまして、

たとえば相模大野の佐藤和也なる前局長が、二十六歳、勤続六年で郵政省の末端の官署の長になつてゐるという事実、これは他の官署にはあり得ないことであります。それから、同時に、その妻がその局に同伴で勤務をしてゐる。こういうようなことも他には例を見ない特定局の一つの姿であります。それから、夫人が現金出納係をやつて局長と共謀してこの種の事件が起つてゐるわけでありまして、これ、こういう状態を持たせておくといふことも特定郵便局以外にはあり得ないことであります。これはもうすでに答弁によつて明らかであります。

それから、局舎の関係につきましても、自宅と局舎が一緒でありまして、局長をやめておるにもかかわらずまだ局長を装ひながら、またそれが可能な状態の中で郵便局というものが運営されておる。これなんかも全く他に例を挙げることとはできないはずであります。

それから、この犯罪は局長会あるいは特推連といふところとかかわり合いが多分にあるように

が、職員につきましては一般の公開競争試験という事で、学科試験と十分程度の面接試験という事でやっておりますが、しかし、特定局という事になりますと、その特色を發揮するためにはなるべくその地縁性を重んじたい。交通の通勤事情の關係もございませうけれども、なるべくその地域に親しい人々を使いたい。局長もやはりそういう考え方で――大都會はなかなか別だろーと思ひますけれども、そういう考え方で臨んでいかなければならぬと思ひているわけでございます。

もちろん、採用につきましては選考任用でございますが、また、昇任につきましても選考でございます。したがって、部外者の場合はいさなり採用ということになるわけでございますが、また、全体の中では部外者も非常に少ない。部内の場合の昇任ということになりますと、主事に昇任する場合、課長に昇任する場合、普通局長に昇任する場合もこれまたやはり選考任用ということで、登用試験というふうないわゆる公開競争試験のようなものは設けていない。日ごろの勤務の実績なり能力なり意欲なり、そういうものを総合的に断つて選考任用をしておるということでございます。

御指摘の点は、部外任用の点は、おっしゃいますように、いかに特定局長といえども国家公務員でございますから、その点の議論は確かにあるうかと思ひますが、部内の職員から昇任をしていくという場合は、いろいろな官職につきましても、いわゆる人事院の指定外官職ということに相なっております。選考任用をやっております、こういうことでございます。

○米田委員 私は局長の考えを聞いていますのでありまして、現在どうやっていかうかという事は大体私もわかっておるつもりでございますが、そういう現状の中でこれから向けてあなたはどうかという考えでどうかという事を聞いていますわけでありまして、お間違ひのないようにお願いします。

それから、いまちょっと出ましたが、それなら、わかりやすく言えば一般的にありますが世襲任用ですが、これは制度的には現在やはり生きていっているわけですね。最近傾向としてはずっと少なくなっているように私も承知をいたしておりますが、これなんかについてもある程度の常識的な基準といひますか、運用についての何らかの基準を設けて、余りにもひどい、近代に合わないような任用については考えていくということにされたらどうなんでしょうかね。現に世襲任用というものはやはりありますよ。これはいかがでしょうか。

○松本委員長 守任人事局長に申し上げますが、答弁が少し焦点がぼける感じがいたしますから、もう少し焦点を的確に御答弁願います。

○守任政府委員 特定郵便局長の任用でございますけれども、世襲という御指摘であります。局長候補者の中から、職務や勤務の実績のほか面接など必要な事項につきまして慎重に検討いたしまして、その地域における特定郵便局長としてふさわしい人物を総合的な角度の中から選考の上任用しておるわけでございまして、前局長と親族關係にある者がどのくらいおるかということについては私の方も関心を持って調べておりますが、毎年この關係も四月一日で調査をいたしております。この調査結果も四月一日で調査をいたしております。この調査結果も四月一日で調査をいたしております。

しかし、いわゆる世襲による任用というふうな見方はいろいろあるかと思ひますが、私どもとしてはそういう考え方で行っておるものではないでございます。実態を見ましても全体の約九割が部内者からの任用でございます。また、大多数は縁故關係者以外の者からの任用でございます。実態もそうでございますが、さらにその傾向も結果として見ましても、先生の御指摘のようには減つておる傾向だということでございますが、私どももいたしましては、やはり、世襲という角度ではなくて、それぞれの地域の特定局長として真にふさわしい者は候補者の中のだれであるかと

いうことを総合判断して今後とも厳しくやっております。このように考えておる次第でございます。

○米田委員 人事局長、私は新潟一區の出身でございます。私のところに佐渡島がございしますが、ここに約三十数局の集配、無集配局舎がある。相川町がございしますが、その下戸という無集配の郵便局は、局長以下大体三名くらい――四名でしたか、その程度の小さい局でございます。その局長の任用をめぐりまして、昨午局長さんが亡くなりまして、その奥さんが、自分の実家が旅館をやっておりますものでありますから、旅館の帳面づけをやっておった奥さんがその局長の後に去年任用されました。これはもう終わったことであります。これは問題ではないかということで、任免権を持つております信越郵政局長にも私どもは当時話をしたことがありますが、どうも、ちょうどいまのあなたの答弁と同じようになりっぱなしの答弁をされて、世襲でもないし情実でもない、選考試験をやったいろいろな審査をした、そして監察で調査をしたら一番りっぱな人だからと、こういうことであります。年は三十三歳か三十四歳の御婦人です。現実にはそれは世間は世襲と見ますよ。そういうことがあるのです。

置いておきます。

ただし、その中で、いわゆる立地条件のよいところとその特定郵便局の用としての土地、建物が提供できるかどうか、住民サービスのためにもそれが断絶、途絶してはいけないという面もございします。そういう点も事実上は考慮せざるを得ないという面ももちろんあるわけでございます。そういう総合の中で私どもの任免権者がやっておりますということでございます。

○米田委員 局舎が關係しますから、あなたの答弁のとおり、局舎の問題が任用の段階でありますから、それはわかりますが、局舎も自分でつくってよければつくりますし、あるいは国がつくってよければそれに従いますし、あるいは郵政互助会等がつくってよければそれで結構です。私にちゃんと出ているわけですね。

具体的なことは時間の關係でうーいですが、もちろん局舎の問題もありませんが、それでもあなたの方では世襲的な任用をされておるという事実だけ私は申し上げておきますが、そういう例があるんだから、任用等についても十分検討して、それこそ厳正に慎重にやってもらいたい。そして世間が納得するということが大事でありますから、そういう方向で取り組んでもらうようにしていただきたいと思います。よろしくでございます。

いまのあなたは縁故者がなっている場合があるという答弁をされましたけれども、その縁故者も私に言わせればやはり世襲ですよ。特定局長の株を自分の縁故の誰かに渡して引き継がせたとするのは、奥さんの場合や子供の都合だけじゃないですよ。おじさんの場合とかいろいろあるんですよ。そういうことが現実にあるわけですよ。

ですから、そういうことについてはこれからもう少しきつちとしたらどうかということなんです。それはいかがですか。

○守任政府委員 もちろん任用上は、特定局長として真にふさわしい者を熟慮を持って候補者の中から選考するということでございます。それが本来の筋でございます。私どもはそれを念頭に

○米田委員 私の言ったのもそういうことであり

ます。ただ、信望があるとか、あるいは理解、協力があつたとか、あるいはそのとらえ方に間違いがないように、それだけ申し上げておきます。

それから、もう一つは、これは一般的に私どもは部外者任用という言葉で申し上げておられるわけなんですけれども、部外者が選考されて任用される場合が現にあるわけでありまして、特定局の現状からいいますと、部外者といえども適任者があればあなたの方が任用されることは、常識としては、一般論としてはあり得ると思ひますし、私どももこれを是認する立場をとりましますけれども、しかし、土地の名望家だとか、あるいは政治的な要素が加わつて強引に部外者の任用がなされるというケースもまた多いのです。これもいままでも何回かトラブルが全国的にも起きてはいるはずなんです。

しかし、最近では部外任用というのはやや減つていくように私どもは聞いておりますけれども、これなんかについても、もう少しあなたの方では規制をして、できれば部外任用はもうやめるといふことにしたらどうですか。郵便局なり郵政官署の中で経験を経て、訓練をされて、人格、識見、力量等名実ともに備わつた職員がいるわけでありまして、それから、それが最高の方針だと私は思ひますし、そういう者から任用していくというふうな重点を置きかえたらどうでしょうか。これはいかがですか。

○守任政府委員 もちろん、その部外者につきましても、何人かの候補者の中から慎重に判断の上やるわけでございますが、結果として部外者の場合もございます。

これはやはり広く人材を簡拔するというふうな観点の一つでございますが、なおまた、特に部外者や特定局というものをよく知らない普通局の職員の場合もございまして、私どももいたしましては、そういう場合は内命の段階で近隣の局に配置させまして、その実務的な面を学習させるというのを現にやっておりますけれども、今後さらに力を入れてやっていくということでございます。

す。

もちろん、実務の知識がなくても、その地域における信望とか人物、人格とか、あるいはいろいろな多面的な能力ということから、部外者を絶対排除しなければならぬということとは必ずしも考へてはならないわけでございますが、実態で見ますと、部外者の任用は、傾向としては先生の御指摘のような傾向にあるというふうな理解、認識をいたしております。

○米田委員 これも世襲の場合と同じでありますけれども、しかし、人事権者が確信を持って任用するのでありますから、それがガラス張りになつて当然なものであります。隠すことなくガラス張りの任用をやるといふことで今後対処されたいというのですか。これは個人のいろいろなプライバシーにかかわる問題等もありましかうから少しむづかしいかもしれませんが、任用については十分ガラス張りであるに公開された任用をやるといふふうなように適任者が部外者であっても是認されるし、地域からも支持をもらえると私は思ふ。

一つの例として申し上げますと、特定局長会がもう決まつておつて、それを強引に持つてくるとか、あるいは政治家が背後について、それが強引に持つてくるとか、あるいは土地の何かの關係が圧力をかけて強引に持つてくるといふようなことがある。あなたがどんなきれいなことを言つたつて、私どもは現場におるんですからわかるんです。そういうようなことを排除するには、やはり、ガラス張り公開で、納得する任用に今後努力をするということにされたらいいんじゃないかと私は思ふのですけれども、いかがでしょうか。

○守任政府委員 任用につきましては、すべての人事任用を通して、任命権者の慎重な総合的な判断の中ですべての任用をございまして、ガラス張りという意味が具体的にどういふことであるかというのを、いま考へてはいるわけでございますが、慎重な上にも慎重な任命をいたしたい

い。

そしてかつ、最初におつちやいましたような部外者等の場合はすでに内命の段階で明らかにするわけでございますが、本任命前でございますけれども、そういう特定局長としてふさわしい能力は持つておられるけれども実務的な面ですらに教育訓練の徹底をするというふうなやり方でございまして、その点ではわかつておるわけでございますけれども、そういう考え方、やり方で対処をしていきたい、このように思つておる次第でございます。

○米田委員 抽象的な答弁だけだいたいで余り意味がないのですが、特定局長会あるいは特推連は団体ですから、はっきり言えば特定局長会で推薦するというような運用は——これは制度ではないのでしよう。運用でしようね。そういうものはやめるといふ約束はできませんか。局長会の推薦なんというやり方についてはもうやめるといふ約束はいたしませんか。

○守任政府委員 先生の御承知のとおり、特推連というものは、特定郵便局相互間の業務上の連絡を円滑にしまして、事業の能率的な運営に資するために設けられた組織でありますから、これにそもも人事権などあるわけはございません。それで、そういうものの介入といふふうなことがあるいはまた推薦といふふうなことはあつてはならないという基本的な考えに私は立つております。

したがしまして、仮にも人事に介入するといつた誤解を招くことのないように、任命権者である郵政局長に対してさらに注意を喚起いたしまして、先生がおつちやいましたような介入だとか推薦だとかいふものに対しまして——いろいろな地域の情報を集める、信望度合いを集めるというところで多方面からの情報をいろいろ聞くという場合はございまして、御指摘のような介入、推薦といふふうなことはあつてはならぬことでございます。これはあらゆる勢力に対してあつてはいかぬといふふうな指導を強化していきたい、このように考へております。

○米田委員 指導強化も結構ですが、それだけではなしに、具体的にそういう事例がありましたら断固としてあなたの方は排除されますね。今度はそういうときに事例を申し上げますからね。

さつき私が申し上げた佐渡島の相川の下戸の奥さんが就任されたときも、その特定局長は一致して郵政局に圧力をかけてその奥さんを任用したので、それを第一順位にして出したのです。そういう例が現実にあるのです。だから私は申し上げておるのです。特推連は確かにあなたの方の機構でしようけれども、同じ形で後ろに局長会がついていらないですか。役員みんな同じじゃないですか。集まつてくるメンバーみんな同じじゃないですか。だから、実権的に、政治的なものといふのは局長会が持つていけるのです。特推連はほんの上辺の仮面です。

そういうことがありますから、そういうものは排除すると毅然としてあなたに答弁してもらいたかつたのですけれども、どういふ答弁したのかさっぱり意味のわからぬような答弁で私は困つていけるのです。あなたの答弁はそんなのですが、今後は具体的に持つていったらそういうことのないようにしてくれませんか。

○守任政府委員 私が申しましたのは、いわゆる推薦といふふうな形をとりまして局長会なら局長会がやるということに対しては、そういうものの介入を許さないという姿勢を郵政局長としては持つておらなければならぬ。郵政局長は任命権者でございますので、任命権者の判断の中で、いろいろな要望や陳情はいろいろな方面からあるだろうと思ひますけれども、推薦といふふうな形でのものに対しては十分注意を喚起していきたい、このように思つております。

○米田委員 繰り返して申し上げますが、これはもう明らかに介入ですからね。推薦なんか、それはあたりまえでしょう。よその団体から推薦がある場合もあるでしょう。これはこれにしないといふ介入ですよ。これがまかり通つて

いる。だから私は申し上げておるのです。そういうことのないようにこれははっきり申し上げておきますし、あなたのさっきの答弁の中でそういうことは厳にさせない、許さないということに答弁されたわけでありまして、今度具体的にそういう事例が出たときには私はこの委員会でも具体的なあなたの方に示しますから、断固としてはねのけるということだけを約束をさせていただければいいのです。

○服部國務大臣 米田先生のたゞいまの御指摘の特定局長任用に際しての介入については、私もこれは絶対に許すべきではないという姿勢で、実は、先般の地方三局長会議と二局長会議でも直接私から、俗に言う特定局長会とか特定局長からのそういういろいろな圧力、介入は断固排除するべきである、局長としての職務に邁進するようにと、これはもうどういふほど注意をいたしておきましたので、今後はそういうことは絶対あり得ないし、また、今後もし十二分に注視をしながら指導をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○米田委員 わかりました。ひとつよろしく御指導をお願いいたします。

それから、もう一つ人事局長さんに伺います。この特定局長さんというのは、実際問題としてほとんど転動がないですね。もちろん親子何代と続いておりますけれども、それから最近の状態からいいますとも、もう何十年と一つのところで勤務をされているわけがあります。これはまた一面もありまして、一つはこれがまた犯罪に結びついたり、あるいは独善に結びついたりして、逆に言う土地域からひんしゅを買う。これは郵政事業にとつてはむしろマイナスだということな面もやはりあるのですよね。交通事情も変わつておる今日の時代でありますから、特定局長はみんなマイカーです。ですから、せめて常識的に可能な地域には、あなたの方の人事管理上必要があれば転動をさせるというふうになつていっていただろうか。これは無理なことじゃないと私は思

うし、ごくあたりまえな公務員の服務の一般原則だろうと私は思う。したがって、そういう制度を考へるといふことはどんなものですか。

○守住政府委員 特定郵便局長ももちろん国家公務員であると同時に、やはり地域の住民に奉仕するという気持ちでやっておりますから、その特色なり事業の発展の成果があらわれておるというふうなふうに思ふわけでございます。したがって、特定局長の転動を実施するということは、確かに防犯という角度だけでは多少のあらはあろうかと存じますけれども、この特定郵便局の特色である地域性というものが希薄になつてまいりまして、事業の運営やその発展のために少なからぬ支障を来すのではないかとこのように考へておる次第でございます。制度としてこれを取り入れるということはいかがかと思つておるわけでございます。

なお、また、先生の御指摘のいろいろなあれで年間千五百ぐらいの新しい任命をやっておりますが、そのほかに、結果として調査をいたしましたところ、百数十ぐらいの転動の事実もあるやうでございますが、それはやはり先生がおっしゃいましたような都会地とかその近郊等のやうでございます。

○米田委員 いまの答弁を聞いておりますと、私はやはり納得できません。何で特定局長だけが転動すると事業に支障が出るのですか。普通局長はみんな転動しているじゃないですか。大体二年か三年でみんな転動してまいります。それ以上はあなたの方は置きませんよ。それが特定局長だけがどうして支障が出るのですか。特定局長も、その局長なんかはみんな事業成績を局長以上に上げておる者がたくさんいるのです。そういう者はみんな転動してまいります。特定局長だけどうして支障が出るのか。そういうふうにあなたの方が見ているから今日の時代に特定局長がわがままをしているのじゃないですか。そして犯罪が起きるのじゃないですか。その言葉は私はいただけませんよ。きょうの委員会が最高責任者の人事担当

官が厳然として支障が出ると言っているが、どんな支障が出るのですか。それは私はいただけません。運用上そういう事情があることは私はわかりませんが、郵政事業に支障が出るからだめなんだというところは、これは私はいただけません。それならみんな同じですよ。普通局長だってみんな同じです。

では、長くなるから支障が出ないのですか。そんなばかなことはないでしょう。もう一遍答弁してください。

○守住政府委員 いわゆる特定郵便局としての特色が薄くなつてしまふというところ方でございます。

やはり、特定局長がその地域の中で本場に地域住民に親しまれ愛されて地域に奉仕するという精神で臨んでおるわけでございます。ほとんど全部の特定局長はそういう精神で臨んでおり、また、そうなければならぬと思つておるわけでございます。その地域の信望をもし犯罪などで失うということになつたら一家皆滅亡でそういうことになるという意識は非常に強いというふうには思つておる次第でございます。

その特色を生かすためにもそうあつた方が望ましいし、そうしなければならぬと考へておる次第でございます。

○米田委員 特色を生かすといふことはいいでしょうが、それが何で局長に限つて特色が生かされるのですか。その局の局員全体を挙げたの特色でしょう。そして地域に密着して信望を得るということでしょう。何で局長だけがこの特色を発揮する絶対条件になるのですか。あなたの答弁はわかりませんよ。そういう答弁じゃ納得しません。私はこの問題は別個にあなたに十分説明しますから考へてもらいたいと思ひます。

それと、この前のときに私は家族従業員との関係を示し上げたのですが、資料をいただいたものによりまして、全国一万七千余の特定郵便局のうち、配偶者、奥さんが一緒に在勤しているのが千九百十三局あります。これは無集配です。集配局

は百十八局ございます。合計二千三十一局、これは局長と奥さんが一緒に働いておるところであります。そのうち今度の相模大野のように奥さんが出納官吏になつて窓口で現金出し入れの責任に当たつており、実務をやつておるという局が、集配局では全国で二つで、無集配局ではなお現在六十八局ある。こういう関係なんです。この前の私の質問のときは、奥さんと局長が一緒におつても、せめて現金の出納の関係だけは、防犯の面からいきまして、配置がえをするなり指導をしてやめるようにしたかどうかと申し上げて、あなたの方は検討しようというこゝになつておるのですが、これがどうなつておるかといふことも聞きたいと思ひます。この家族従業員が同じ職場で一緒にいるようなことは、これは小局であるからなおさら問題だと私は思ふのです。

二千三十一局という局の大部分は無集配でありますから問題だと思ふのですが、これなんかについてはどうされるお考えでしょうか。これはあなたの方で方針なり検討した答えが出ておりましたら、聞かせていただきたい。

○浅尾政府委員 いまお尋ねの郵便局長の妻が出納官吏になつておる関係は、その妻が主事ということになつておる関係から自動的に出納官吏になるという、こういう仕組みにしております。

出納官吏の配置と申しますのは、その郵便局の現金の受け払いの責任者といふことは先生も御承知のとおりですが、そこで、主事が配置されておる郵便局の場合に、だれをこの現金出納の責任にすればいいかという観点から考へてみますと、第一に考へられべきことは、それは郵便局長と一緒にやらせるかといふことでございます。これも、やはり、監督者が現金出納をするといふこと自体は内部牽制という意味からも不適当ではなからうかと思ひます。そうかと申しまして、それじゃ主事以外の一般職員あるいは主任にやらせろといふことも、仕事の性格上から、これもいがかたといふ感じがいたします。そういう意味から、主事が配置されておる郵便局の出納官吏はこ

の主事にやらせるという出納事務の仕組みにしてあるわけです。

そこで、問題は、その出納官吏が妻あるいは家族従事員だという場合に、そのことのゆえにいろいろなことが考えられるから直ちにそれを配置がえしとか、あるいはそれが主事じゃ困るから降格しろというようなこともいかがかと考えられます。

その辺の問題になりますと、全国に七十ございまして、現在ローラー監査等も大臣の命令で実施しておりますし、いろいろなそれらの実態をよく見た結果、どう措置していくか個々の問題として対処してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○米田委員 経理局長、小局の定員が局長以下二名や三名の局には主事の配置はないでしょう。主事の配置があるのは無集配局でも相当大きいところで、大きいところと言え、具体的に数を言いますれば六、七名以上じゃないですか。あとは集配局ですね。ですから、主事という関係で困難という事はないだろうと私は思う。やはり、実情として、小局で現金窓口を持っておりまゝから、局長の奥さんなり家族従事員なりが座っている場合にかえるのはなかなか困難があるだろうと私は思います。

おっしゃることはわかりますけれども、しかし、こういう機会に内部の刷新をやるということは必要だと思えますから、付近局に相互に転動をしようとか、やろうと思えば方法は幾らでもあるのじゃないかと私は思うのでありまして、そういうふうに対処されたらどうか。

それから、現金窓口係は必ずしも出納官吏ではありません。ですから、郵便の窓口をやっている人でもあるいは保険の窓口をやっている人でも現金出納の事務はやれるのであります。局長の監督が十分であればできるのであります。したがって、そういうふうにもこれやろうと思えばできる方法じゃないかと思つて私はこの前御提言をしたのですけれども、これから少し時間をかけて実情

を調べてからやるという趣旨の御答弁のようでありますが、その決意で対処していらっしゃるのですか。もう一回答弁してくれませんか。

○浅尾府政委員 先ほどお答え申し上げましたとおり、主事が配置されておる郵便局は、これは六名以上の定員があるところでございまして、そこで、いまのお尋ねの出納官吏というのは、実際に窓口に着いておられますのはその監督下におります出納員で、その出納員というのがお客様と接触をしております。そこで、この出納員が直接窓口に出張りましてお客様と接していくということは内部牽制上からいかがかという感じがいたします。

したがって、主事を配置してない小局でございします五人以下の局でございしますが、こゝは局長自身が現金の出納官吏になっておりまして、実際窓口でお客様と接触するのは出納員ということと仕事を分離いたしまして、窓口で実際に証書類と現金とをきちとやつかたということを出納官吏が後方におりまして内部牽制をしていくという、こういう組織が適当じゃなかろうかと思つておるわけでございします。したがって、この出納官吏を直接窓口配置していくことは、こういう内部牽制という立場から申しまして少しいかなものかと思つておる次第でございします。

そこで、この出納官吏が家族従事員あるいは妻という場合にどうするかということになるわけですが、これも先ほど申しましたとおり、そのことだけで直ちに犯罪が発生するから他局に配置がえするぞということもいかなものかと思つておるわけ、個々の任命をする場合、あるいは主事にだれをどうしていくかという場合に、先生の御趣旨等のように考えておる次第でございします。

○米田委員 それはぜひそういう方向で対処してもらいたい。私の言っているのも、出納官吏が直接現金をやれということじゃありません。二名、三名の小さい郵便局では、無集配局では全部局長が出納官吏でしょう。集配局以上普通局を含めま

して、出納官吏が局長以外に任命されているのは主事ないし課長クラスだと私は思う。そういう者が窓口に出るといふことは困難でしょうが、問題は二名、三名の局をどうするかということです。

特定郵便局の無集配の大部分はそれに該当すると統計数字が出ております。その関係では、あなたがいまおっしゃる通りに、局長が出納官吏ですから、後で總体的に指導監督をして内部牽制の役を果たせばいいのです。あとは窓口要員はかえることができるわけです。出納員として資格を与えてやるわけでありまして、だから、やりようによつてはできるだろうということでは申し上げただけでありますから、これは十分検討していただきます。

それから、千九百十三局ある無集配局の配偶者の関係をどうするか。いま聞いたのは配偶者が出納員である場合の関係をございします。集配局百十八局、無集配局千九百十三局、合計二千三十一局のこの関係をどうするかということなんですけれども、人事局長、これは何かお考えを持つてこれから対処されますか。

○守住府政委員 家族従事員の中でも、特に配偶者というふうな御指摘でございしますのでお答え申し上げます。

御承知のとおり、山間僻地を含めまして全国至るところに特定局があるわけでございまして、その特定局の配偶者も含めまして、職員も全部含めまして通勤事情や住居等を考慮した場合、その職員が特定郵便局の家族だからということで、同一局に勤務することを一概に禁止するわけには実はいかないのではないかと思つております。

家族的な悪い面はいろいろ起りやすいわけでございますけれども、家族的な雰囲気と申しますか、そういう面が能率向上に役立っている面もあるというふうな思つております。

しかし、一方で、配偶者の関係という緩みの中で一たん犯罪が起りますと、この犯罪が御指摘のような非常に大きいものになりやすい、あるいはまた発見がおくれる、発見しにくいというふ

うな面があると認識いたしております。職員の配偶者の配置につきましても従来から注意を喚起してきたところでございしますけれども、今回こういう配偶者と特定局長が組んでの大きな犯罪が起つたわけでございします。この事件の反省という意味からもさらに徹底させていきたいと思つております。配偶者の配置はできるだけ自衛するよう、たとえて申しますと、局長自身やその配偶者の個人的な利便だけを理由として同一局に配置することがないよう今後改めて地方郵政局に対していちいち指導してまいりたい、このように考えておる次第でございします。

○米田委員 大臣にちょっとお聞きしますが、今回の相模大野や目黒、それから四、五日前に深川の郵便局で約千五十万円ですか、現金出納係が簡単に他人の貯金通帳から払い戻しをして局員に渡しておるといふ事件がございしましたが、こゝ二、三カ月の間に一千万を超えるこのような事件が新聞で見ただけでも三件続いております。これらの事件でいづれも共通していることは、私の受ける感じでは、現金出納係が公金を扱っているという責任感と、それから取扱手続に対して忠実に履行していくという職務の規律と、もう一つは内部による何らかの立ち会いなしにチェックの機能が内務事務、自治監督の面で常に確立しているということ、これがあればこの事件は完全に防げたと思うのです。そういうチェック機能があるわけでありまゝから、やろうとしてもこれはできないと思つておるわけで、これは挙げて郵政の責任だと私は思うのです。

こういう現状を考えますときに、特に為替、貯金の窓口がそうでありまゝしょうが、現金出納の關係についてはこの際特別に焦点を合わせて、監査の面、業務の面、内部規律の面から何らかの対策が必要だと思つておられますけれども、この点はいかがでございしますか。実際問題として、こういう状態では郵便局は金を預かれませんよ。これはちょっと大臣の見解を聞きたいし、担当の局長は貯金局長にならうかと思ひますけれども、現在

○服部國務大臣 チュック機関もちゃんとするわけでありますし、正規の事務処理をしておればこういう犯罪が起きるはずがないと私は申うのであります。しかし、現実には御指摘のとおりに目黒、深川できわめて大きな金額の犯罪が発生したことは事実であります。そこで、私も非常に不思議に思つて、関係局長、関係部課長を呼んでいろいろと詳細な報告を求めたのであります。が、正規の系統と事務処理とができていなかった点と、いま一つは職員の精神の弛緩と申しましょうが、現金を預かるという重要な使命感が欠けている点であります。深川のごときは、この莫大な金をメモでしてきたというのですね。

私は、こういう國民の零細な金を預かる仕事に携わる国家公務員としてはこれは断じて許されまじき行為であるという点から、御指摘のとおり、今後正規の事務手続並びに出納に関しては嚴に姿勢を正して職務に邁進するように、またチェック機関である主任、主事、課長補佐、課長等といった関係は——これはもちろん次長、局長等數段階あるわけですから、こういった機能も定められた職務規程に従って厳正に執行すべきであるということとを先日も注意をしたような次第でありまして、今後こういった面の職員的心がけについても、また、監督の立場にある管理者においても特に十二分な配意をするようにしてまいりたいと考えております。

○**中仲政府委員** ただいま大臣から御答弁申し上げましたことに尽きるのでございますが、私といえども正規の事務処理が勵行されていなかったという点につきまして大いに反省いたしております。

深川の問題が出るや、直ちにこの事件の内容を詳しく書いた注意通達を流しまして、いささかも便宜処理に陥らないように、直ちに部内の貯金関係に強く通達いたしておるところでございます。また、反面、お客様の方にも、通帳をお預けに

問題は、内部権制が正常に行われていれば深川の局のような事件は起きないわけでございますが、ただ、小局についていかがするかという点につきましては先ほど来先生から御質問がございまして、人事局長、経理局長から答弁申上げたわけでございますが、基本的にはその答弁によるわけでございますが、貯金の業務といたしまして特にこれから勵行しようと考えておりますのは、こうした内部権制について問題のあるであろう局は、

小さい局及び特に家族従事員の地位上の点から問題のある局につきましては、後方事務を担当して頂いております地方貯金局から、たとえば通常貯金につきましては元利金がこのようになっておりますとしまして、元利金がお客様の方に頻繁に差し上げて、お客様に持っておられる通帳名とそれから地方局の原簿面のすり合わせを十分やっていきたいと思っております。

なお、最近発行しております新しい通帳につきましては、磁気テープが表紙のところにくっつけてございまして、目には見えませんが、そこに現在高が常に記入されるようになっております。こうした点もこれから大いに配意してまいりたいと考えております。

また、定額貯金等につきましてはの受け払い、お預けいだいたときとそれから払い戻しをいたただいたときにつきましては、そうした要注視局の分についてはお礼状等を差し上げるという形で実働報告の整合性をチェックしていきたい、このように考えておる次第でございます。

○米田委員　もう時間が終わっておりまして恐縮ですが、最後に大臣にこの際認識を新たにしていただいて、この犯罪防止に大臣の指導性を十分發揮していただきたいということと一、二

の対労務対策優先という方針で、一般の仕事の方はどうでもいいという状態が続いたところに今回のような事態が出ているんじゃないかと思うのです。

監察も同じなであります。監察は本来内部監察でありまして、内部の犯罪防止、予防というところからいけば、厳に中立的に國民、郵政省の立場に立つて内部チェックをするはずなでありますけれども、これが労使の關係にやはり導入されてきておる。そういうようなものがあつたがゆえに、相模大野のようなああいうものについてもあえて見逃すというようなことになっておつたと思うのであります。

最近にそういう傾向はもう徐々に改善されて、労使関係というものはきわめてよくなってきておりますし、仕事の面にも非常に呼吸を合わせて対処しているというふうに思っておりますからいいのですが、そういう十年間の対労務対策優先ということから来るいろいろな緩みから来る事件がこれからもまた予想されますので、この機会に十分引き締めて指導を強めていただきたい。

いま 低成長時代、安定成長時代を迎えて、貯金も保険も方向変換をせざるを得ないという時期でありますから、これからは内部の充実、犯罪の防止に努め、それこそ国民に奉仕する郵政省として十分な内部体制を引き締めていかなければならないし、そういう時期を迎えておると思うのであります。そういう点について、十年間やってきたものをもう一遍この際ここでもっと積極的に締める直すということで、内部の体制については十分な指導を発揮して、本来の郵政省の犯罪のない事業に戻るようにぜひ御指導をいただきたい。私はそういうふうに思ひまして、最後にそれを申し上げて私の質問を終わりたいと思います。

大臣から一言ありましたら承りたい。

○服部國務大臣 あつてはならない犯罪が最近の
ように続出したしておりますので、われわれも御
指摘のとおり静かに、しかも厳しい姿勢で今日
までの歩みを振り返り、再びこういう悲しい事
件が起きないように必死の努力を払うとともに、
労使は信頼の上に立って話し合いの場をつくり、
一体になって改善を図ってまいりたいと考えてお
りますので、今後ともよろしく御指導のほどをお

願ひ申し上げたいと思ひます。

○米田委員 終わります。

○松本委員長 田中昭二君。

○田中(昭)委員 きょうの議題になっております特定郵便局長の不正事件は重大な事件でございます。当委員会におきましても例にない集中審議まで行つたわけでございますが、いまから私が申し上げることは、この重大な事件に關して集中審議まで行ひました中での当局の御答弁、認識等において間違ひがあったり、疑問が持たれるような不適當な答弁が大変多いようでございまして、それをこのままにしておきますことはよくございせんし、本当ならば当局の方からこういう間違ひについては進んで訂正なりをするというのが当然だと思ひますけれども、それを求めてもいたしませんから、きょうは私はこの時間をかりましてそういう問題から入っていきたいと思ひます。

簡単に申し上げますが、相模大野の佐藤局長の事件の前に、内田局長というのが麻溝局で事件を起こしております。私が最初に質問しましたときにこれについて聞きましたところが当局は最初これは「郵政犯罪ではございせんけれども」という余分なことを言つておるわけです。しかし、後から言つたことを聞いてみますと、当局の説明でも明らかとなり、これは郵政犯罪でもあり、そのほかにそれに加えて詐欺、横領事件を現職の特定郵便局長が行つておる。だからそういうふうに答弁すべきなんです。違ひますか。

○日裏説明員 お答え申し上げます。ただいまの先生の御指摘の点でございしますが、御承知のとおり、麻溝郵便局の事件と申しますのは、先日申し上げましたように、元麻溝郵便局長内田茂が局長在職中の昭和四十八年一月二十八日から昭和五十年一月三十日までの間に、自己が会計担当の役員をしておりましたお寺の金二千六百二十八万七千四百九十九円を横領したというものでございます。それから、また、この犯行の発覚を防ぐために内田茂は、自己が勤めておりました麻溝郵便局におきまして、貯金通帳及び割定証書

用紙に金額印などを押しまして虚偽の公文書を作成したものでございします。

この一連の犯行のうち、お寺の金を業務上横領した行為につきましては郵政犯罪ではありませんが、虚偽の公文書作成の点につきましては、ただいまの先生御指摘のとおり郵政犯罪に当たるものでございします。

本年二月十五日の当委員会におきまして御説明申し上げたのもこの趣旨によつたものでございしますが、ただ、説明不足でそういうような御認識をいただいたことは大変申しわけなく思つております。

○田中(昭)委員 こういうふうにならば私が求めていないことをべらべら言うが、この前にそのことも聞いていたのです。麻溝局の局長がどうであらうとも、一般大衆の庶民の金を使い込みまして、郵政犯罪をやつておるのです。それを郵政犯罪じゃないかと思ひます。余分な答弁などするのはいかぬです。

委員長、こういうことじゃ時間がどんどん進んでいきますよ。注意してください。

大臣、いまのことについてはどうですか。

○松本委員長 限られた時間ですから、答弁は簡潔に、しかも的確にお願いします。

○服部国務大臣 確かに郵政犯罪であると私は認識をいたしております。

○田中(昭)委員 だから、私が郵政犯罪もあり詐欺事件もあったんじゃないかと言つたのだから、そうでずと言へばいいのです。これは本当によくないけれども、仕方ありません。

その次の問題に移りますが、これは最初の麻溝の内田局長が佐藤と関係しているのです。そのときに内田が小切手を発行して、それを佐藤のところで現金化している。それはわかつていますね。そこで、これは先ほども四十八年から悪いことをしたと言つたのですが、この佐藤を通じて内田がやつてはならない取扱規程の違反をしている。小切手を現金化したのですから、正當なことじゃな

い。その小切手を現金化した当時佐藤はどういうことをやつていたかという認識がこれまた間違つていたのです。当時そういう規定違反を行つてゐる。近所の同じ郵便局長同士でそういうことをやつてゐる。そういうことがわかつておればもう少しちゃんとするべきである。佐藤に対して、内田は逮捕されてから司法の手に移つてゐるからと言ふかもしれないけれども、その時点で佐藤は局長として官利事業をずっとやつておつたわけでしょう。それがどうして明快な処分ができないのですか。

○日裏説明員 麻溝局事件に關連して佐藤和也なる者がどのようであつたか、その当時どういふことをしてゐたかということにつきましては、監察としては当時つかんでおりませんでした。

ただ、先般も御説明申し上げましたように、五十年の十二月に、警察当局の方から、佐藤和也が元麻溝郵便局長の内田茂に頼まれて小切手と現金を交換した事実があるという情報を入手したわけでございます。この点につきまして、麻溝局事件が警察で捜査が終つた段階で、五十一年の四月から六月の間に監察が入りましてこの事実を確認いたしました。そういうことで、この件につきましては是非違として郵政局に通報し、それに基づいて郵政局はこれを処分いたしました。

では、その当時麻溝局事件に關連して佐藤和也が別に何か余罪があつたのではないかと、このことでございますが、当時のことを聞きますと、警察当局も佐藤和也を相当取り調べております。非常に厳しく調べておりますが、その結果内田茂との関係では共犯関係はないということであるまに

なつてゐるということを知知してゐる次第でございます。

○田中(昭)委員 大臣、結局当時知らなかったというのですよ。あなたはいま首席監察官ですから

當時はそういう関係は知らなかったというふうにもとれますけれども、四十四年ごろから官利事業を佐藤がやつておつて、五十年といへばやつてい

る事業がバンクしかつたところですよ。そして内田の事件についても非違事項があつたと言ふけれども、特定局長としてやつてはならないことをやつてゐることがわからなかったというふうなことは、これは身内のことだからわからぬふりをしておつたというふうに見なざるを得ない。そうでないならば一つ一つずつと指摘してもいいですよ。それではまとめてやつていきたいと思います。

大臣はこの佐藤局長がいつごろからどういふ事業をやつておつたか知つておりますか。この前も私が言ひましたが、大臣も事件を処理するにおいては全体を把握しなければならぬ。被害金額なり、悪いことをやつた金額がどのくらいになるかと私が言つたら、いまのところわからぬといふことだつたけれども、いま事件の解明も終つたようですが、わかりましたか。まず、この事件に關連する金額の総額を聞きたい。それから、大臣は佐藤がどういふことをやつておつたかは御存じかと思ひますが、これは後でまたお聞きしますから、事件の総金額だけ。

○日裏説明員 この事件の総額が幾らかという御質問がこの前の委員会でもございまして、その当時私は先生がおっしゃるような意味での総額は存じておりませんといふことを申し上げたわけでございますが、私の方ではつきりこれは犯罪だとしてつかんでおりますもの、あるいは私の方の調査でつかんでおりますものを申し上げますと、この佐藤和也の犯罪に關する金額につきましては、定額貯金の関係につきましては総額一億五千四百四十二万円でございまして、このうち実損は千四百四十六万円でございします。それから、小切手関係につきましては八千七百九十五万円でございします。そして、そのうち実損が五千九百七十万円であります。この兩者を合わせますと二億三千九百三十七万円がこの犯罪に關する金額ということになります。

このほかに預金者から総額にいたしました一億千百十三万円の定額貯金証書を受領するというようなことをいたしまして、払い戻ししながら、こ

のうち返済しないものが五千二百二十二万円あったわけでございます。したがって、これを加えました三億五千五百万円というものが佐藤和也のこの一連の行為に關係する金額ということで私どもは把握しているわけでございます。

ただいま御指摘がございましたように、この二月十五日の当委員会におきまして、佐藤和也の行為に關係する金額について御指摘がございました。これは大臣からも詳しく調べるようにという御指示を受けまして、実は相当調査をしているところでございますが、これは非常にむずかしい、非常に手数のかかる調査でございます。まだ結論を得ておりません。現在まだ調査中でございますが、ただ、現在までのところでは先生のこの前の御指摘のような状況は出ておりませんが、今後結論を急ぎまして、その中で明らかにしてまいりたいと思ひます。

ただ、これは郵政關係の問題ではございませんが、捜査の過程におきまして判明したことでございますけれども、佐藤和也の個人的な貸借でございますが、これが犯罪の発覚時におきましてかなりの額になっているということは聞いております。したがって、これを加えますと先生の御指摘のような金額に近くなるというようなこともあらうかと思ひますが、これはやはり佐藤和也が個人的に郵便局關係以外でいろいろ借りているというものでございます。

○田中(昭)委員 大分わかつてきたようですけれども、いまの三億五千万ではまだわからぬ部分の方が多いということです。その三億五千万も、実際は本当にお年寄りが預けた三百万、二百万という金が救済されていないものがあるんですよ。私に言えと言つても、私は向こうから言われまして、いろいろな問題があるからということになつて、いろいろ問題はあります。それではやはり調べなければいけないと思ふのです。そして、救済してやらなければいけない。それだけ言つておきます。

そこで、個人貸借まで入れると十億ぐらいあるのじゃないかと私はこの前言ったんですけれど

も、これは推定ですから私はこだわりませんけれども、いづれにしろ、なぜそういうことを言つたかと言いますと、この事件が重大な事件であるから、事件の全体をつかまないと正しい解決の方法が出てこないじゃないかということが私の主眼なことです。

それで、次に、今度は大臣に、大臣の御答弁のことではお尋ねしますが、この前大臣に、この問題の特殊性についていいますか、歴史上類のない事件であつたということはどういうふうに思ひますかというふうにお尋ねしたんですが、ところが御答弁には、いわゆる認識の軽薄さといひますか、当を得ないといひますか、あさはかといひますか、そういうものがあつたやうです。

大臣が答えられたことを要約して言えば、佐藤が管利事業に手を出して、その資金獲得のためにこういうことを行つたのだという趣旨のことをお述べになりましたが、いま私が言つたやうに、その事実認識は輕薄であり、あさはかであり、當を得ていないというように私は思ひますが、いかがでしょうか。

○服部國務大臣 先ほどの、佐藤和也がこの事件に絡んで管利企業にどの時点から関与していたかという御質問もあわせてお答えしたいと思ひます。

これは私もあくまで捜査当局の捜査状況、捜査結果に基づく以外に適確な情報を入手することとはできませんので、この点もまず御理解を願つておきたいと存じます。

佐藤和也がボーリング場の營業に關与いたしましたのは大体昭和四十七年ごろからだと思ひました。先般の田中先生の御質問に対する大臣の答へは余りにも輕率過ぎないかという御指摘でありましたが、私は、まことに申しわけありませんが、そのようには認識はいたしておりません。と申しまゝすのは、佐藤和也が管利事業に關与していたことは明白であることは御理解いただけると思ひますが、昭和四十七年の三月にこのボーリング場が開

設されましたと続いて、昭和五十年四月に營業不振によつて閉鎖したものであることも御案内のとおりであります。この問題に關連いたしました、佐藤和也が五十年四月に赤字で閉鎖したボーリング場をスパーにするべくいろいろ暗躍をしたことも捜査過程で明白になっております。これは御案内のとおりであります。

このスパーマーケットを誘致するための計画を進めていたところ、この資金の調達にかなうかと思うようになつたので本件の犯行に及んだといふことを私は捜査当局から報告を受けておりましたので、なるほどスパーマーケットの資金調達計画のためにといふことになつていゝます。もとを正せば、佐藤和也が管利企業であるボーリングに關与し、これが倒産したから今度はまたスパーマーケット誘致のために資金繰りで犯行に及んだのであれば、ボーリング経営に關与したから最終的に資金繰りに行き詰まつて犯行に及んだという理解を私がするのには當然だと思ひのであります。

ここで先生から指摘を受けて、私は最後にひとつ議事録をごらんいただいたと思ひのであります。が、これもこの時点では私は断定しているものではあります。御指摘のとおり、「史上まれに見る悪質な、きわめて遺憾な犯罪につながつたと私は考へておるところでございます」と言つておりますが、この時点ではまだ明白でなかつたことは先生も御承知のとおりなものでして、私は常識的に考へて、国家公務員である佐藤和也がこういった民間の管利企業に手を出したといふことは、ボーリングであらうが、スパーであらうが、何であらうが、断じて許されることではありせん。したがつて、このボーリング経営といふのは一時は大変な繁盛をいたしました。その当時から今日にかけて衰微の一路をたどつておるものでありまして、常識的にいふことが犯罪の要因ではなかつたであらうかと私は考へております。といふことをつけ加えておるわけであります。どうぞこの点も御理解を賜りたいと存じます。

○田中(昭)委員 それが少し認識が浅かつたのじゃないかと私は言つてゐるのです。その事実で、たとえば管利企業に國家公務員が手を出すことはできないといふことは先ほどから言われております。大臣は四十七年からそういうことをやつたといふ御認識ですが、私はこの前も四十四、五十年ごろからやつてゐるのじゃないかと問題提起をしておつたわけなんです。これは地元ではだれでも知つてゐることなんです。そこで、私から言へば、そういう指摘をされてもまだわからぬと言わざるを得ないのです。

この前から、この事件については、事件の發生源の究明とともに現状分析までやつて処分もしたが、改善策も立てたと大みえを切つておられますが、發生源を究明して現状分析とは、一言で言へばどういふことですか。

○日暮説明員 ただいま大臣から御答弁がございましたが、この相模大野局事件は、郵便局長が公務員として関与してはならない管利事業に關係して、そしてまた郵便局に對する地域住民の絶大な信用を利用した計画的な犯罪であるといふことがまず言えますが、職員といひまして、常に姿勢を正して公私の觀念を明確に區別して職務の執行に當たるべきであるといふ、公務員としての自覺に欠けていたといふことが言えると思ひます。

それから、また、今回の事件は正規の取り扱ひが勵行されていない上に、さらに部下の指導監督の責任者である後任局長が職場の実態把握を怠りまして、局長として日常必ずから行ふべき検査、監査が十分でなくて、むしろ部下任せにしていたといふことが犯行を容易にしたものと認められるのでございまして、職務の執行に當つたての正規の取り扱ひ、それから日常の検査、監査の勵行など、防犯管理体制について重大な遺漏があつたといふことがその原因だといふことでございまして、この前大臣がこの事件に對する事後処理をお述べになつた中に抽象的に述べられたと思つております。大臣のこゝで言えば、いま、私は、この事件

規定をつくりまして、役員は全部郵政局長の指名です。そういう組織と特定局長の役員が一緒だということ、これはいつごろからですか。何か、前は特定局長と特推連の役員は違っていたようですが、いつごろから一緒になったのですか。

○河野(弘)政府委員 お答えいたします。

必ずしもすべてが全く一緒ではございませんけれども、特推連の役員につきましては、四月一日に、当該年度の頭首におきまして一年ごとに更新を—更新といいますが、重なる場合もございますけれども、改めて任命いたしております。

それで、局長会の方におきましては、これは任意団体でございますが、その局長会に任命するわけでございますが、その局長会におきまして、特推連の役員に任命された者を局長会の役員に任命するようになったのはいつごろからかといういまの先生のお尋ねの点につきましては、私は正確な記憶がございませんけれども、最近に至りましてそれが非常に多くなったということは言えるかと思ひます。

○田中(昭)委員 どうもはつきりしないですね。その特推連の問題は、先ほど私が指摘しました佐藤も内田も、副会長を経て当時は部会長なんですよ。恐らく特定局長会でも役員は一緒なんですよ。ですから、内容はとやかくは言いませんけれども、これはお互いの親睦の会であるならば、特定局長会の役員は別の方がよろうと私は思ふのです。特推連はやはり郵政局の指示に従って仕事をやる。せつかく今度の解決策で防犯とか会、何とか会といつてつづいて、監察等は四半期に一回打ち合わせをするとか言っていますけれども、これはこういうことではまた働きませんよ。ですから、特推連の役員と官が任命するお互いの親睦のための特定局長会の役員は別に考えるという、もとの基本原則に戻られた方がいいんじゃないでしょうか。

大臣、どうでしょうか、これは今後の方針としてでもいいですから、検討するのはいかがでしょうか。

ね。

○服部國務大臣 特推連の役員は郵政局長の任命行為であることは御案内のとおりでありまして、田中先生の御意見もよくわかるわけでありまして、が、しかし、特定局長会で会長に、部会長ですが、選ばれるという人は、やはりその地域で一番信望の高い人を—あれは互選ですか、選挙ですか、そういうふうな郵政局長が考えているのはなからうか。だから、まとめていく上においても、特推連の任務を全うする上においても非常にスムーズではなからうかというきわめて一般的な考え方からそういう方法をとっているのではなからうかと思ひますが、しかし、何といたって佐藤が特推連の幹部であつた、部会の長であつたという事実がここにはつきりあらわれたわけですから、私は、きょうまでの経緯について、またどのような方法が最も犯罪防止につながるか、特推連の使命を果たせるかという点についてひとつ検討してまいりたいと考えております。

○田中(昭)委員 検討されるときにぜひ参考にしてもらいたいと思ひますが、特定局長制度の問題についてはそういう不満がいっぱいあるんですよ。それは郵政局長はた任命するだけですから、机上でやるだけですからいいでしょうけれども、それだから結局、先ほどから言われますように、特定局長制度の問題のいろいろな利害得失といひますか、そういうものに対するなれといひますか、甘えといひますか、そういうものがあるから、それをお互いに是正する上についても特定局長会と特推連は別がいいというのが正論だろうと私は思ふのですよ。そういう考えを持って検討してもらいたいということです。

それと、先ほどの米田委員の質問と人事局長の答弁を聞いておりまして私は考えるのですが、これまた特推連に關係のあることですが、特定局長ができた趣旨から言えば特定局長が地域に密着していいでしょうけれども、これはやはりいまの社会はそうじゃないんじゃないですか。それは地縁とか何と地縁というものは町の中なんかではもう

そんなに強いものじゃないですよ。田舎でももちろん有力者が特定局長になっておられるからそこにも、有力者が特定局長になっておられるからそこにも、甘えが出てくる。何十年も局長の異動がないというところは、やはりどろり込みたいところ、不正に引きずられていく可能性が十分にある。

ですから、昔のような地縁とか何と地縁というふうなものはありませんよ、交流した方がいいんですよというところは特定局長の仲間の中でのみんなの考え方だと私は聞いておるのですから、これはやはり人事交流をやった方がいいのではないかと、どうですか。いままでのことだけにこだわらるの、郵政省の今後の発展の中でまたこれに類する事件を起こして発展を阻害されると私は思ふのですが、いかがですか。もう一遍答えてください。

○守住政府委員 先ほど米田先生の方にお答えしましたのは、制度的に転動制を進めていくというのはいかがであらうかと思つておるということでございます。ただし、その中で、現実問題としてその局の業務運行いろいろな情報を集めて判定いたしました場合に、たとえて申しますと集配した特定局長としてはふさわしくないんじゃないかと、いうふうな面だとか、あるいはまた他のいろいろな強制措置の中でこの転動を行うという実例はあるわけでございますが、一切合財を一切言わないんだということはないですね。

先ほどちょっと一言触れましたけれども、最近では一年間に千数百人くらいの中で、それとは別に転動という形で百六十というくらいの転動を実施はやっておりまして、それはやはりそれぞれの地域の中での能力の発揮ぶりというものを十分にいろいろと判定して、そのままだいいのかどうかということを考えてそういう措置をとっておるというところでございます。

○田中(昭)委員 これは私も特推連なり特定局長会なりのいろいろな意見を聞いてみますと、局長会の中でのお互いの相互牽制といひますか、そう

いう上からは人事交流をやった方がいいという意見があるのに、本省の方では、人事局長の方ではどうしてそれを聞き入れないのか、その辺の郵政省の体質といひますか、仕組みといひますか、そういうものが私にはどうしても納得がいけないのです。先ほどの内田局長に対する処置のとり方、それから佐藤局長の不正事件に対する対処の仕方、その中にそういうものを大々感じますよ。

大臣、そういう特定局長会の中でみんながこうした方が相互牽制もされていいでしょうと言ったことを、本省の方でいままでの制度だけにこだわるといふことは一体どこに原因があるんでしょうか。何か大臣としてお感じはお持ちになりませんか。

○服部國務大臣 事業運営上転動はかなりの支障があるという見解を、いまの答弁では主管局長はとつていうわけですね。これは、地縁の利点を生かすという点についてはそういうことも私は理解できるわけでありまして、しかし、田中先生の御指摘のとおり全特定局長に転動があつていいんだということになれば、これはもう考えねばならないと思ひますが、田中先生は、特定局長がそういった異動、転動をいま望んでいるではないか、しかも、それによって相互牽制で犯罪を未然に防げる利点があるんじゃないかと言われますが、私は素直にこれを認めたいと思ふのでありますが、非常にむずかしい問題でありまして、大臣はどのように考えるかとおっしゃられても、このように考えますと言ふ内容のものではないと思ひます。

しかし、時代も変わりつつあるということ、素直に認めて、われわれも特定局長各位の現在の心境というものを何かの方法で調査をして、その上で的確な判断を下すべききわめて重要な問題であるといふふうに私は認識をいたしております。

○田中(昭)委員 質問なり答弁がどうものらしくりて終わつておるようでござりますが、大臣の就任早々にこういう事件が起こつたわけですが、郵政事業に対する大臣の対処の仕方、また、ここにおきますいろいろな国会の答弁、物の取り組

み方については大変誠意があつていいと私は思うのでありまして、その誠意のあるところは評価をいたしますが、誠意だけではいけない。

これは私が言うのは失礼でございますけれども、今度の事件の解決策にしまして、呼び集めていろいろの注意をするというのが、その段階で大臣の考えであることが、その段階で、そしてそうあるようにしなければならぬという気持で私は申し上げるわけですが、いままで大臣は、郵政当局のそれぞれの局長さんやお役入さんの立場とは自分とは違ふのだというふうなことも率直に御発言になっておりますが、それは違ひは違ひとして、一つの問題が指摘され、一つの問題が改善の方向に向かたならば、大臣の大事な発言については、郵政内部においても部外においてもそれがそのまま生かされていかなきゃならないと私は思ふのです。

その点、大臣が就任以来現在まで、大臣が考えておることが部内はもちろん部外にもそのとおり徹底しておるかどうかが、官房長の方からでも答えてください。

○河野(弘)政府委員 いま先生から御指摘がございましたが、私も郵政省の役人といつたしまして、大臣御就任以来、その新しい方向づけについて、発想の転換と申しますか、いろいろな御指摘を受けております。そしてまた国会でこうしていろいろ御意見をいただき、あるいは御教示をいただきますと、省議メンバーと私も申しておりますが、局長のメンバーが常に大臣のもとに参りまして、そして御説明を申し上げますとともに御指示をいただきますと、これを極力実現に向けて努力いたしております。

先生の御指摘のとおり、今後ともそれに努力してまいりたいというふうに考えているところでございす。

○田中(昭)委員 その気持ちはわかりましたが、それが現実にはいろいろな不協和音になって聞えたり、いろいろなところにつまずきが出たりする。

る。きのうも私が質問したときも、大臣は人を見て答弁されるのかどうか知らぬけれども、私もちゃんと質問事項をきのう申し上げていたつもりですけれども、勉強をしておらぬからと言われるからそれ以上の質問はできなかつたのですけれども、それでは一つだけ指摘しておきます。

大臣はこの通信委員会が最初に所信表明を行いました、その所信表明はそのとおりの方向でそのとおりのことが国民に知らされなければならぬと私は思いますが、ところが、知らされてないんですよ。

ここに大臣の所信表明が出ておりますが、これには違つた方向が出ております。そうすると、これはやはり一つの何かだろうと思ふのです。大臣が所信表明をしたことは、そのまゝ国民に意のあるところを知らなければならぬものだと思ふは思いますが、これはある新聞ですが、郵政省に關係のある新聞ですが、「服部郵政相 衆議院通信委で所信表明」となつていて、これは書き出しが違つておるんですよ。これはどういふことですか。

○服部郵政大臣 先ほどのいろいろの御指摘の中で、私は率直に申し上げたいことは、恐らく部内では厳しいやうが出てきたという評価を受けたであらうことは私が一番よく知つております。しかし、これは当然のことなことで、要領よく世渡りをしようというやうな利口な男ではないことも私は十分認識いたしております。それで当初かなり誤解も受けたことも知つております。しかし、最近私の真意もわかつてくれたやうな感じで、私自身がそういう感觸であります。

私自身も一時は立ち止まることを覚えたことも、これははっきり意識しておりますが、また、省外、いわゆる關係のある末端の郵便局長まで、今度の大臣は厳し過ぎるという声のあることも知つております。私の一族にも大変特定局長が多いわけですから、逆に、限られた期間のうでなげあんなことをやって厳しくやるんだというやうな指摘も受けました。ここに今日までの郵政省の悪い面が一挙に出てきたんじゃないかと私は理解しております。

不協和音ということも聞きました。それはまあそれでしようが、ともかくイエスマンであれば、ああいいおつさんが来たと言つてしよう。——おつきさんと陰で言つてゐるんですからね。前では大臣と云つて、陰ではおつきさん何を考えてるんじゃないやうでなもので、私はそんなことはよく知つて以上はやはり自分の力だけのことをやりたい、一時は誤解は受けても必ず理解はしてもらへるものなりという気持ちで、これで約五カ月にも近く手が届く期間やつてまいりましたが、先ほど申し上げたとおり、中堅どころなどはもう大変理解してくれたいと思ふし、私も日々やりのある日常生活を送つております。

だから、この国会の場を通じていろいろと御指摘を受けた問題は今後決してゆめゆめおろそかにいたしませんし、また、いたしておりません。私も国会議員ですから十二分に御意見を尊重し、また、つけるべき方向づけは、少々無理をしてでも幹部職員やまた關係者に絶えず強い指示を私はいたしております。

先般の、国会の発言は即国民の声と理解すべきであると申しましたこともこれはまあ親しさからくるいろいろなものもありますが、そこまで私は強い姿勢で臨んでおりますので、人間的にもまだきわめてでき上がつておらない服部でございますし、また、物事を率直に言い過ぎていろいろ誤解も受ける面が多いこともはつきりとわかつてゐるのですが、私のこの真意を御理解いただいて、今後いろいろと高い次元から御指導をいただければこの上もない喜びと存しております。

いまは何をされておいて国民の信頼回復が一番大事な懸案事項でありますので、そういった面にも力を注いで皆様方のお期待にこたえたいと私は考えておりますので、御了承のほどを願つておきます。

○田中(昭)委員 大変率直なお気持ちを聞かせてもらつたわけでございますが、そういうことが行政の中でも生かされていかなければならない。一言で言えばそういうことでしようけれども、それがひいては国民のためになり、郵政全般の正常な発展になり、国民からの信頼の回復になるのであつて、そういう方向についていくことについては、私たちが今後なお協力したい。いま大臣がおられる間も、またかわられても、そのつもりで意見も申し上げておるわけでございますから、その勇気ある大臣の決断を進めてもらつて同時に、今後の議論については、こういう抽象的なこともいいのですけれども、政策的な一つの方向についても、私は御発言の趣旨をずっと見ながら、いい方向にいくべきであらうというふうに思ひます。

きょうはちやうど特定郵便局の問題についてそういう方向の指摘もいたしましたし、これは今後のために申し上げたのでございます。

以上で質問を終わります。

○松本委員長 次回は、来る十九日水曜日、午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十八分散会

郵便貯金法の一部を改正する法律案
郵便貯金法の一部を改正する法律
郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八章 預金者に対する貸付け」を「第八章 郵便貯金振替会」に改める。

第九章 進学費立郵便貯金
預金者に対する貸付け
第十章 郵便貯金振替会
に改める。

第七条第一項中「左の五種」を「次の六種」に、「払もどし」を「払戻し」に、「附けない」を「付けない」に、「すえ置期間」を「据置期間」に、「分割払もどし」を「分割払戻し」に、「払もどし」を「払戻し」に改め、同項に次の一号を加える。

六 進学積立郵便貯金 自己又はその親族の進学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設に進学することを行う。）につき、国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第十八条第一項又は沖繩振興開発金融公庫法第十九条第一項第二号の規定による進学資金の小口貸付けを受け、かつ、必要な資金を貯蓄する目的で、一定の据置期間を定め、一定の金額をその期間内毎月一回預入するもの

第十三条第三項中「及び住宅積立郵便貯金」を「住宅積立郵便貯金及び進学積立郵便貯金」に、「つけない」を「付けない」に改める。

第十四条中「又は住宅積立郵便貯金を」「住宅積立郵便貯金又は進学積立郵便貯金」に改める。

第十六条各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に、「以て」を「もって」に改め、同条第一号中「但書」を「ただし書」に改め、同条第二号中「団体取扱」を「団体取扱」に改め、同条第三号中「積立郵便貯金」の下に「又は進学積立郵便貯金」を加え、同条第四号中「団体取扱」を「団体取扱」に、「及び住宅積立郵便貯金」を「住宅積立郵便貯金及び進学積立郵便貯金」に改める。

第二十九条第二項中「及び住宅積立郵便貯金」を「住宅積立郵便貯金及び進学積立郵便貯金」に、「すえ置期間」を「据置期間」に改める。

第九章を第十章とし、第八章を第九章とし、第七章の次に次の一章を加える。

第八章 進学積立郵便貯金

第六十三条の二（適格預金者のあつせん）郵政大臣は、国民金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫から国民金融公庫法第十八条第一項又は沖繩振興開発金融公庫法第十九条第一項第二号の規定による進学資金の小口貸付けを受けようとする進学積立郵便貯金の預金者で省令で定める要件を満たしているものに対しては、その貸付けを受けることについて国民金融公庫又は沖繩振興

開発金融公庫へのあつせんを行う。

第六十三条の三（据置期間の経過後二年が経過した進学積立郵便貯金）進学積立郵便貯金は、その据置期間の経過後二年が経過したときは、通常郵便貯金となる。

前項の場合には、第五十一条の二第二項から第四項までの規定を準用する。

第六十三条の四（準用規定）進学積立郵便貯金については、第三十三条から第四十条まで、第四十五条第一項及び第二項、第四十八条並びに第六十一条の規定を準用する。

第六十五条第一項中「三十万円」を「五十万円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七章の次に一章を加える改正規定のうち第六十三条の二に係る部分は、国民金融公庫及び沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第 号）の施行の日から、第六十五条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

理由

郵便貯金の預金者の利益の増進を図るため、新たに国民金融公庫等から進学資金の小口貸付けを受けること等を目的とする進学積立郵便貯金を設けるとともに、一の預金者に対する貸付金総額の制限額を五十万円に引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

通信委員会議録第四号中正誤

同 第五号中正誤

ベ	段行	誤	正
一	三末	として	こととして
二	二	御当摘	御指摘
二	四	郵政為替法	郵便為替法
二	四末	公衆電気後信法	公衆電気通信法
三	二	伺うものでは	疑うものでは
三	一末	ありませんでし	ありませんでし
三	一末	よう。	ようか。

